

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内判決紹介

商標法4条1項7号の該当性が争われた事例

国内審決紹介

1. 引用商標との類否が争われた事件
2. 使用により広く認識され法3条第1項第6号に該当しないとされた事件
3. 法4条1項11号の該当性が争われた事件

外国情報

1. アルゼンチン異議申立手続に関する規則改正
2. カンボジア税関における知的財産権記録システム（IPRRS）の試行開始

■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners
URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0027

東京都中央区日本橋一丁目16番3号
日本橋木村ビル7階

国内判決紹介

商標法4条1項7号の該当性が争われた事例

判決言渡日：令和6年9月11日 事件番号：令和6年（行ケ）第10030号

事案概要

商標	遠隔シャンパン
区分	9類
商品	シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するためのコンピュータソフトウェア用アプリケーション（電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの）、シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するための電子計算機用プログラム
出願人	エンカクジャパン株式会社 https://enkaku-japan.com
出願番号	商願2021-162042
審判番号	不服2022-17185

本願商標は商標法4条1項7号に該当する、と説示された拒絶審決に対し、審決取消訴訟においても、本願商標は商標法4条1項7号に該当するとして、原告の訴えが棄却された（審決維持）。

判決抜粋

知財高裁でも、審決同様に、以下の理由により、本件商標の法4条1項7号の該当性を肯定し、訴えが棄却された。

「フランスのシャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会(コミテ アンテルプロフェッショナル デ ヴァン ドゥ シャンパーニュ)、原産地名称国立研究所(INAO)といった機関、団体が、『CHAMPAGNE(シャンパン)』との名称を使用することができる発泡性ぶどう酒(スパークリング・ワイン)について生産地域、製法、生産量等の基準を定め、その品質を厳格に管理するとともに、その名称の使用を厳格に制限し、同国外においても、名称の使用制限やその名称を使用した発泡性ぶどう酒の販売の差止めを求めて法的措置を講じるなどし、我が国においても、『CHAMPAGNE(シャンパン)』の文字をその構成に含む商標の登録に対し、登録異議や無効審判を申し立て、実際に多数の商標の登録が取消又は無効とされるに至っている。そのほか、フランスは、国際的な貿易交渉において、同様の産地表示制限の厳格化を求めるなどしている。その結果、『シャンパン』の表示及び表示が示す発泡性ぶどう酒については、世界的に高い名声、信用、評判が形成され、フランス及び同国民の文化的所産というべきものとなっており、我が国においても、本願商標の指定商品の取引者、需要者のみならず、一般国民の間に広く知られ、多大な顧客吸引力が備わっている。

本件商標は、『遠隔シャンパン』の文字を標準文字で表してなるところ、『遠隔シャンパン』の語は、広く一般的に認識されているとは認めるに足りず、『遠くへだたっていること』等を意味する『遠隔』と『シャンパン』を組み合わせた造語であると認識される。そして、『シャンパン』の語が有する著名性と多大な顧客吸引力を考慮すると、

本件商標からは、『エンカクシャンパン』の称呼とともに、『シャンパン』の称呼及び、前記のとおり著名で多大な顧客吸引力を有する『シャンパン』の観念が生ずると認められる。

以上を総合考慮すると、『シャンパン』の文字を含む本願商標をその指定商品に使用することについて我が国の商標法上の保護を与えるときは、著名な『シャンパン』の表示が備えた多大な顧客吸引力へのただ乗り(フリーライド)及び同表示の希釈化(ダイリューション)を生じさせることを許容する結果となるおそれがあるのであって、国を挙げて『シャンパン』の表示の保護に努めているフランス国民の感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであるから、国際信義に反するものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。」

寸評

個人的に、原産地表示である「シャンパン」(Champagne)を含む結合商標については、特に、酒類と異なる商品・役務の区分において、その指定商品・役務を「シャンパーニュ地方産の発泡性のワイン」に関連する商品・役務に限定すれば、品質誤認のおそれ(4-1-16)が解消され、先行類似商標がなければ、登録されるものと思っていたところ、第9類において、法4条1項7号が適用されたことから、審査状況を確認すべく、取り上げてみた。

ここで、「シャンパン」の語を含む他の商標の審査状況について調べてみたところ、J-PlatPatによれば、例えば、33類において、以下の商標は指定商品を「シャンパーニュ地方産の発泡性のワイン」に限定することにより登録を許可された。

登録番号(登録日)	商標	拒絶理由(条文)
6086185 (2018/10/05)	シャンパンのひ	4-1-7, 4-1-16 & 4-1-17
6614532 (2022/09/14)	スナップシャンパン	4-1-16
6843113 (2024/09/11)	yes no champagne イエスノーシャンパン	4-1-16 & 4-1-17

一方で、以下の商標は、本件事件と同様に、4-1-7の拒絶理由を受け、拒絶査定となったり又は審査中となっている。

出願番号 (出願日)	商標	区分	拒絶理由(条文)
商願2021-74593 (2021/06/16)	しゃんぱん 香パン	30類	4-1-7
商願2023-59362 (2023/05/31)	シャンパンドール	33類	4-1-7, 4-1-16 & 4-1-17
商願2023-101821 (2023/09/12)	シャンパンドレス	33類, 他	4-1-7, 4-1-16 & 4-1-17
商願2023-130744 (2023/11/13)	ノンアルコールシャンパン	32類	4-1-7 & 4-1-16
商願2024-16783	シャンパンドリップ	31類	4-1-7

(2024/02/05)			
商願2023-65253 (2023/05/29)	CHAMPAGNE ART シャンパン アート	20類	4-1-7
商願2023-65522 (2023/06/14)	シャンパンピンク	3類	4-1-7
商願2023-68457 (2023/06/21)	オリジナルシャンパン	41類 43類	4-1-7
商願2023-100293 (2023/09/07)	シャンパンドール	41類	4-1-7

このことから、「シャンパン」の語を含む商標に対し、審査が厳しくなっており、商品・役務の区分に関係なく、法4条1項7号が適用される事案が多くなっていることが確認できた。そのため、酒類と関係のない区分であっても、本件事案のように、指定商品・役務を単に「シャンパーニュ地方産の発泡性のワイン」に関連する商品・役務に限定すれば登録が許可されるというものではないことに、十分注意を払う必要がある。また、法4条1項7号は、後発的無効理由（法46条1項6号）にも該当するため、かなり前に登録された商標も、無効にされる可能性をはらんでいると思われる。

(担当：宮城)

国内審決紹介

1. 引用商標との類否が争われた事件

審決日：令和6年6月27日 事件番号：不服2023-15491

事案概要

本願商標	引用商標
 <p>第35類「履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「VIVIAN BLUE」（第25類 被服ほか） 「VIVIAN BLUE」（第35類 被服の小売りほか） 「VIVIAN BLUE」（第25類 かばん類ほか） 「Vivian」（第25類 靴類ほか）

審決概要

審決では、引用商標1～3については、外観上、明確に区別可能であり、観念については比較できないとし、称呼については引用商標の「ビビアンブルー」の称呼とは、「ビビアン」の音を共通にするとしても「ブルー」の音の有無に顕著な差異があるため、称呼上、明瞭に聴別できるとして、本願商標と引用商標1～3は相紛れるおそれのない非類似の商標であるとした。

引用商標4については、図形部分及び漢字部分の有無において顕著な差異があり、2文字目の「i」と4文字目ないし6文字目の「ian」の文字を共通にするものの、語頭と3文字目の「b」と「V」の文字が相違し、

比較的短いといえる6文字同士の比較において、外観上の相違が全体の影響に与える影響は大きいため明確に区別できるとし、観念において比較することはできず、本願商標の欧文字部分と引用商標4は共に「ビビアン」の称呼を生じるとした上で、称呼を共通にする場合があるとしても、両者の外観において顕著な差異があって明確に区別できるため、両商標の外観の差異が、称呼の共通性を凌駕する非類似の商標であると判断した。

寸評

審決では、引用商標1～3については「ビビアンブルー」の称呼が生じるとして称呼上も非類似とし（審査では「BLUE」の文字は色彩を表した語で識別力の弱い部分であるため、単に「ビビアン」の称呼が生じると判断）、引用商標4については、「ビビアン」の共通の称呼を生じるとした上で、外観において顕著な差異があって明確に区別できるため、両商標の外観の差異が称呼の共通性を凌駕するとして非類似としています。

過去にも、外観の差異が称呼の共通性を凌駕するため非類似とする判決・審決はいくつか存在し、本件についても、各指定役務等に本願商標と引用商標4が使用された場合に需要者等の間で出所混同が生じるおそれがあるかという観点から判断すれば、妥当な結論であると考えます。

審決では、外観に顕著な差異があって明確に区別できるため、両商標の外観の差異が称呼の共通性を凌駕するとしていますが、どの程度の外観上の差異があれば称呼の共通性を凌駕すると判断すべきかについての明確な（審査）基準はなく、一方でSNSなどが普及している現代社会においては、類否判断要素の内、外観のウェイトが増してきていると考えられます。

出所混同のおそれの有無に基づく類否判断については、時代の変化にも応じて、科学的な根拠による新たなアプローチなどに基いて外観の差異が称呼の共通性を凌駕する場合についての基準作りが必要になってきていると感じます。

（担当：藤田）

2. 使用により広く認識され法3条第1項第6号に該当しないとされた事件

審決日：令和6年6月25日 事件番号：不服2023-11485

事案概要

本願商標：「Aoyama Flower Market」

指定商品：第31類「生花の花輪，生花の花輪・リース，装飾用生花のリース，花束，花，生花のブーケ」

審決概要

審判では、審尋で商標法第3条第1項第6号に該当し、また、本願商標が使用により自他商品の識別性を獲得しているものとは認められない旨の暫定的見解を示して回答（意見）を求めるとともに、本願商標が使用により自他商品の識別性を獲得していることを客観的に示す証拠資料の提出を求めた。

審判請求人は、需要者が請求人の業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものである旨を意見書で主張し、証拠方法として実績資料及び意見書に添付の表や画像を提出した。

審決では、本願商標は、単に「地名」又は「ありふれた氏」を表す「Aoyama」の文字と、商品の販売地である「花屋」を表す「Flower Market」の文字とを組み合わせただけにすぎないものといえるものであるとしつつ、証拠や職権による調査の結果、30年以上の使用、国内外での店舗の存在、売上高、店舗の立地、請求人

以外の者による全国的に販売ないし放送等されている新聞、テレビ番組等で紹介等が行われている事例に基づいて総合的に判断し、本願商標は、その指定商品との関係において、請求人の業務に係る商品を表示する商標として、我が国の需要者の間において広く認識されているに至っていると認定し、その結果、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえないとした。

寸評

審決では、審尋に対して請求人が提出した証拠に基づき、請求人の業務に係る商品を表示する商標として我が国の需要者の間において広く認識されているに至っていると認定し、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえないとしています。

法第3条第2項は、第3条第1項第3号から第5号までに該当する商標の使用による識別力の取得を規定していますが、本願商標の拒絶理由は法第3条第1項第6号であるため、文理解釈上、本願商標について法3条第2項の「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」に該当するとの判断はできないものの、事実上、法3条第2項の使用による識別力の取得を認定しており、商標の周知性を踏まえれば妥当な結論であると考えます。

しかし、厳密には「認識することができない商標とはいえない」とする二重否定の意味合いは「認識することができる」とする意味合いとは相違することから、商標権の効力が「認識することができる」との理由により登録が認められた商標の商標権の効力と全く同一のものと考えてよいかについて釈然としません。

(担当：藤田)

3. 法4条1項11号の該当性が争われた事件

(1) 不服 2023-20324 (審決日：令和6年7月18日)

事案概要

本願商標 (35類)	引用商標 (18、26類)
Queen Bee M7	

審決概要

本願商標は、「Queen Bee M7」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同種文字を、同じ大きさ及び書体で、横一列にまとまりのよい構成よりなるもので、特定の文字部分だけが独立して看者の注意を引くようなものではないから、全体をして一連一体の語を表してなると認識できるものであり、構成文字全体を一連に発音した「クイーンビーエムセブン」の称呼も冗長なものではない。

また、本願商標の構成中「Queen Bee」の文字部分は、「女王バチ」を意味する英単語であり、「M7」の文字部分は、直ちに何の語を表してなるのか認識できない欧文字2字であるが、本願商標の構成及び本願商標の指定役務との関係においては、構成文字全体としてそれらを結合した具体的な意味を認識させない造語を表してなるというべきであり、その構成中「M7」の欧文字部分を捨象し、「Queen Bee」の欧文字部分のみをもって取引に資するとみるべき特段の事情も見いだせない。

してみれば、本願商標は、その構成文字全体をもって、特定の語義を有することのない一連の造語を表したものであるから、その構成文字に相応して「クイーンビーエムセブン」の称呼を生ずるが、特定の観念は生じない。

(2) 不服 2023-20437 (審決日：令和6年7月30日)

事案概要

本願商標 (31類)	引用商標 (14、26、31類)
Dress	DRESS FLOWER

審決概要

引用商標の上段部分と下段部分は、近接し、右端を揃えて表されており、かつ、各部分の構成文字は、同書、同大、等間隔で、まとまりよく一体に表され、該文字から生じる「ドレスフラワー」の称呼も、格別冗長といべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、引用商標を構成する「FLOWER」の文字が「花」を意味する英単語であるとしても、引用商標のかかる構成及び称呼においては、ことさらに、その構成中、下段の「FLOWER」の文字部分を捨象して、上段の「DRESS」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。

してみれば、引用商標について、その構成中の「DRESS」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

寸評

事例(1)では、「M7」の文字部分は、直ちに何の語を表してなるのか認識できない欧文字2字と認定されているが、これは、本願商標が小売等役務を指定しているためであろうと思われる。換言すれば、仮に、本願商標が18類又は26類の類似商品を指定していたのであれば、「M7」は商品の種類、品番・型番等として普通に用いられる類の欧文字1文字と数字の組み合わせとも言えると判断され、要部観察により「Queen Bee」部分のみを分離抽出して、引用商標と類否判断する余地はあったのだろうが、役務の区分、特に小売等の役務に使用する商標は、小売店舗の名称等に相当することから、「〇〇 1号店」、「〇〇 2号店」、「△△銀座店」、「△△新宿店」などのような表示をよく目にする一方、本願商標のような欧文字と数字の組み合わせは見かけないことから、商品の区分の場合と同じ理論構成が当てはまらない場合も少なくないように思える。

また、事例(2)では、特に31類において指定商品に「花」が含まれており、少なくともそれとの関係では、「FLOWER」部分は普通名称、品質表示に該当し、且つ、特に「DRESS FLOWER」全体で特定の一体不可分の観念が生じるとも言い難いように思われることから、要部観察により「DRESS」のみを分離抽出して本願商標と類否判断することもできたのではないか。

最近、このような審決が散見されるため、「〇〇〇+識別力を欠く又は弱い語」の構成にて権利化を図る場合、事案に応じて、防衛的観点から「〇〇〇」単体の権利化についても検討する必要性を感じた。

(担当：宮城)

外国情報

1. アルゼンチン異議申立手続に関する規則改正

2024年7月23日、アルゼンチン国家知的財産庁は異議申立手続に関する規則を改正しました（決議 No.295/2024）。改正規則では、異議申立を受けた出願の出願人は商標局からの通知に対し15営業日以内に印紙代ARS 8,900（約1,300円）を納付する必要があります。

改正前はすべての異議申立事件に対して審理が行われ決定が下されていましたが、改正後は出願人が印紙代を納付せず関心を失っていると考えられる場合、出願は却下されます。

アルゼンチンでは異議申立事件の滞貨が深刻な状況となっており、解消への取組が課題となっています。今回の改正はそれら係属中の異議申立事件の滞貨を消化すること、すなわち知的財産庁の審理負担を軽減することを目的としています。

（担当：和田）

2. カンボジア税関における知的財産権記録システム（IPRRS）の試行開始

2024年9月1日、カンボジア税関総局（General Department of Customs and Excise）は、税関登録制度である知的財産権記録システム（IPRRS）の試行を開始しました。IPRRSの導入により、税関登録に必要な情報をオンラインで提供することが可能になりました¹。

対象となる知的財産権は、商標、地理的表示、著作権です。

また、カンボジアでは、独占販売権が知的財産局(DIP)に登録されており、且つ、その情報が税関に記録されていれば、税関において並行輸入品の差止が可能ですが、IPRRSの導入により、独占販売業者等も独占販売権の情報を自ら記録できるようになりました²。これにより、並行輸入品の特定が容易になることが期待されます。

¹ 従来は、税関に要請書（request letter）を提出し、水際での侵害品の取締対応を個別に要請していた。

² 従来は、税関総局が手作業で情報を記録していたため、若干の遅れが生じていた。

（担当：宮田）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END